

議案第40号

山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和6年2月22日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例
山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例（平成17年山陽小野田市条
例第193号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改め
る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	事業名称	給水区域	計画給水人口 (人)	計画1日最大 給水量 (立方メート ル)
水道事業	山陽小野田市 水道事業	山陽小野田市 の区域内。た だし、次の区 域の一部を除 く。 大字厚狭、大 字郡、大字山	60,670	33,800

		野井、大字山 川、大字鴨 庄、大字津布 田、大字埴 生、大字福田		
工業用水 道事業	山陽小野田市 工業用水道事 業	山陽小野田市 の区域内		29,500

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第40号参考資料

山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例新旧対照表

改正後					改正前				
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>					<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
区分	事業 名称	給水区域	計画給水 人口 (人)	計画1日 最大給水 量 (立方メ ートル)	区分	事業 名称	給水区域	計画給水 人口 (人)	計画1日 最大給水 量 (立方メ ートル)
水道 事業	山陽 小野	山陽小野田市の区域 内。ただし、次の区	60,670	33,800	水道 事業	山陽 小野	平成17年3月21 日における小野田市	60,670	33,800

	田市 水道 事業	域の一部を除く。 大字厚狭、大字郡、 大字山野井、大字山 川、大字鴨庄、大字 津布田、大字埴生、 大字福田				田市 水道 事業	に属する区域 平成17年3月21 日における山陽町に 属する区域のうち、 次に表示する区域 随光、奥の浴、松ヶ 瀬、湯の峠、福正 寺、赤川、柳瀬、石 束、不動寺原、厚狭 緑ヶ丘、緑ヶ原、成 松、沓山田、鴨庄、 西寄、加藤、本町、 西善寺、貴船町、殿 町、千町、常盤町、 寝太郎町、末益、天 満町、広瀬、下津、 野中、杣尻、大谷、 迫山、火薬町、陽光		
--	----------------	--	--	--	--	----------------	---	--	--

								<u>台、野田、別府、山川、下村、一丁田、浴、石丸、七日町、栗田、柳町、柏原、片尾畑、萩原、長友、山野井、大道畑、石鞆、鳥越、山開作、渡場、赤石、吉部田、沖部、新沖部、厚陽団地、古開作、沖開作、大河、梶、若山、永安台、平松小正寺、生田、植木、五反口、東郷、西里、串、旧沖部、中塚、森本、大河内、上市、上中、大喜園、みゆき、中</u>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

							市、本町、下市、浜崎、東側、西側、正寺、角野、糸根、江尻、大木、小埴生、大持、吉田地、坂本、福田、鋳物師屋、西山、厚狭平原		
工業用水道事業	山陽小野田市工業用水道事業	山陽小野田市の区域内		29,500	工業用水道事業	山陽小野田市工業用水道事業	山陽小野田市の市域内		29,500